

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和3年4月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和3年4月23日（金曜日）午後1時30分～午後3時 2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員，椎名和良委員，寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 宇田野 信彦 参事 奈幡 正 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 教育指導課長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 3名 6 議題 【議決事項】 （1）議案第19号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について（可決） 【協議事項】 （1）協議第1号 成年年齢引き下げに伴う令和5年以降の成人式の対象年齢について（承認） 【報告事項】 （1）報告第3号 寄託資料の誤廃棄について 【その他】 小中学校の現状について（教育指導課） （1）教育指導課の業務状況について （2）児童生徒の様子 （3）児童生徒・教職員の交通事故の現状 （4）いじめの状況（3月末現在） （5）不登校の現状（3月末現在）

	(6) 長期欠席児童生徒の状況（3月末現在） (7) その他 各課業務報告 ○学校教育課 (1) 令和3年4月1日現在の児童生徒数 (2) 令和3年度学校教育課体制 (3) 新入学児童への寄付報告 (4) 令和3年度の重点事業スケジュール (5) 入札結果 (6) 改修工事等の進捗状況 (7) 守谷中学校校舎増築工事スケジュール (8) 損害賠償責任免責条例の制定について ○生涯学習課 (1) 入札結果 (2) 会議等の開催 (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応 (4) その他 ○学校給食センター (1) 学校給食実施状況 (2) 賄材料費執行状況 (3) 生鮮野菜使用率 (4) その他 ○中央図書館 (1) 入札結果 (2) 審議会等の開催 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止関係 (4) イベント等 (5) その他
4 今後の状況	次回は、令和3年5月25日（火曜日）午後2時00分から開催予定

令和3年4月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和3年4月23日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和3年4月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和3年4月23日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 19 号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について（教育委員会所管分）

4 協議事項

協議第 1 号 成年年齢引き下げに伴う令和5年以降の成人式の対象年齢について（生涯学習課）

5 報告事項

報告第 3 号 寄託資料の誤廃棄について（生涯学習課）

6 その他

（1）小中学校の現状について（教育指導課） ※当日資料配布

（2）各課からの業務報告 ※当日資料配布

議案第19号

守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に
基づく協議について

令和3年4月23日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年4月23日原案 決

提案理由

市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180
条の3の規定に基づく協議について、守谷市教育委員会事務委任規則
（平成3年教育委員会規則第3号）第2条第16号の規定により、別紙
のとおり回答する議決を求めるものです。

守教委発第 号
令和3年4月 日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市教育委員会
教育長 町 田 香

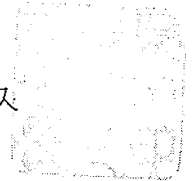
兼務に関する協議について（回答）

令和3年4月6日付け守谷発第66号で貴職から協議依頼のありました兼務に関する協議については、異議ありません。

守谷発第 66 号
令和 3 年 4 月 6 日

守谷市教育委員会
教育長 町田 香 様

守谷市長 松丸 修久



兼務に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 3 の規定により，守谷市教育委員会職員を市長の補助機関である職員と兼務させたく協議いたします。

※対象職員は別紙のとおりです。

(別紙)

守谷市教育委員会

【教育委員会】(2名)

職員番号	氏 名	職 名
03835	宇田野 信彦	教育部長
08788	奈幡 正	教育委員会参事

【学校教育課】(9名)

職員番号	氏 名	職 名
04328	小林 伸稔	教育部次長兼課長
05789	大久保 務	課長補佐
04124	山崎 美津子	係 長
05675	高村 亜希子	係 長
05528	三浦 尚子	主 任
07300	中北 信光	主 事
04857	藤井 和彦	係 長
06647	石井 雄大	主 事
03584	飯塚 哲夫	主 任 (再任用)

【生涯学習課】(13名)

職員番号	氏 名	職 名
04548	福島 晶子	課 長
04394	会見 尚美	課長補佐
05984	戸崎 圭一	スポーツ推進室長
05405	下村 弘恵	係 長
05162	沖田 恵子	係 長
05188	鈴木 徹	係 長 (守谷市スポーツ協会派遣)
04873	倉持 誠	係 長
03568	大和田 英明	主 任
06663	豊岡 恵美子	主 事
07075	石塚 卓士	主 事
08314	後藤 勇太	主 事
08712	小野寺 晃佑	主 事
03322	塚本 仁子	主 任 (再任用)

次ページに続く

【教育指導課】（３名）

職員番号	氏 名	職 名
04815	菊地 正恵	係 長
07392	尾形 優	主 事
08665	星川 由佳	主 事

【学校給食センター】（４名）

職員番号	氏 名	職 名
04514	坂 登司男	所 長
05065	中尾 桃代	係 長
07855	影山 薫	主 任（栄養士）
02758	新島 富夫	主 任（再任用）

【中央図書館】（８名）

職員番号	氏 名	職 名
05489	石川 みどり	館 長
05015	平塚 恭子	副館長
05104	山口 悦子	係 長（司書）
05447	伊藤 絵里子	係 長（司書）
05617	桐生 朗子	係 長（司書）
07986	大里 裕華	主 事（司書）
08657	星野 七海	主 事（司書）
03550	堀 浩	主 任（再任用）

協議第1号

成年年齢引き下げに伴う令和5年以降の成人式の対象年齢について

平成30年6月に成立した民法の一部を改正する法律の施行により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴う令和5年以降の成人式の対象年齢について、以下のとおり協議を求める。

1 対象年齢

年度内に20歳を迎える市民等

2 対象年齢を20歳とする主な理由

- ・18歳を対象とした場合、受験や就職準備の時期と重なり、本人や家族に負担が掛かることや、式典に参加できない人が増えることが懸念されるため。
- ・18歳を対象とした場合、対象者の多くは高校3年生であり、学校行事等とも重なり、運営委員会形式による式典の企画運営が困難となる可能性があるため。
- ・20歳が、飲酒や喫煙などすべての年齢制限がなくなる区切りの年齢であり、学生や社会人としての経験を積むことにより社会の規範を深く理解し、より強い自覚をもって社会に貢献できるようになるため。

3 開催時期

成人の日を含む三連休のいずれかの日

4 式の名称等

式の名称、内容等については、運営委員会等で検討

※「成人式」の名称を変更

5 今後の対象者 ※式の名称変更は、令和5年1月開催～

開催年月	対象者の生年月日	成人となる日
令和4年1月	平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ	20歳の誕生日
令和5年1月	平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日
令和6年1月	平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日
令和7年1月	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ	18歳の誕生日

令和3年4月23日 提出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和3年4月23日

認

協議理由

本案は、成年年齢引き下げに伴う令和5年以降の成人式の対象年齢について、守谷市社会教育委員の会議の提言及び成人式運営協力員から聴取した意見等（別添参照）を踏まえ、協議を求めるものです。

協 議	頁 数
1 号	2

成年年齢の引き下げに伴う 成人式の対象年齢に関する 提言書

令和3年3月

守谷市社会教育委員の会議

協 議	頁 数
1 号	3

目次

1	はじめに.....	- 1 -
1.1	背景.....	- 1 -
1.2	成人の日と成人式.....	- 2 -
2	提言.....	- 3 -
3	課題.....	- 5 -
3.1	民法上の成年年齢とのギャップを解消するために	- 5 -
3.2	飲酒や喫煙への懸念.....	- 5 -
4	さいごに	- 6 -
5	守谷市社会教育委員.....	- 7 -

1 はじめに

1.1 背景

平成 30 年 6 月に公布された民法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 59 号)により, 令和 4 年 4 月 1 日から民法(明治 29 年法律第 89 号)の定める成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることとなりました。成年年齢についての議論が成され, 民法が改正されるのはおよそ 140 年ぶりとなります。民法に先んじ改正された憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢に基づき行われた選挙において, 18 歳の若年者が投票を行ったことは, 記憶に新しいでしょう。

この民法改正により, 18 歳, 19 歳の若年者には様々な役割が与えられることとなります。契約を締結する判断能力を有する者と認められ, また親権に服さない者となることから, 親権者の下からの自立を求められます。

少子高齢化が叫ばれる中, 若年層の社会参画を後押しする意義でも, その影響は大きいと考えられます。

さて, その民法改正に伴い, 従来 20 歳を対象としてきた成人式についても, 対象年齢を引き下げるべきかの議論がなされています。

今年度の守谷市社会教育委員の会議は, 成年年齢が引き下げられてから初めての成人式となる「令和 5 年成人式」の対象年齢と, それ以降の在り方について, 近隣自治体の状況を注視するとともに, 令和 2 年 3 月に関係府省で構成する分科会が公表した報告書を基に協議しました。本提言書はその意見を集約したものととなります。

【参考1】

2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、2022 年 4 月 1 日時点で 18 歳以上 20 歳未満の方は、その日に成年に達することになります。

2004 年 4 月 2 日以降生まれの方は、18 歳の誕生日に成年に達することになります。

生年月日別の新成人となる日

生年月日	成人となる日	成年年齢
2002 年 4 月 1 日以前生まれ	20 歳の誕生日	20 歳
2002 年 4 月 2 日～2003 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	19 歳
2003 年 4 月 2 日～2004 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	18 歳
2004 年 4 月 2 日以降生まれ	18 歳の誕生日	18 歳

1.2 成人の日と成人式

現在、1 月の第 2 月曜日である「成人の日」は昭和 23 年に議員立法によって制定され、昔の元服や裳着に代わるものとして設けられた祝日です。

成人の日は法によって「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日と定められています。

成人式はおとな、すなわち成人となった者を対象として行われてきた式典です。

成人式の開催には法律による規定はなく、地域の実情に応じて各自治体が主催となり行われることが多く、時期や対象年齢も各自治体の裁量に任されています。

守谷市における成人式は、現状では民法の定める成年年齢である 20 歳を対象とし、例年、成人の日の前日に開催しています。

2 提言

高校進学率が98%を超える¹現在、18歳は学生であり、保護者の保護下にある者が多いと思われます。成人としての自覚はまだ薄く、またそれを認識することは難しいでしょう。

また、18歳を対象とした場合、大多数の対象者が進学や就職などの時期と重なることから、運営への協力が得難くなることや出席率の低下も考えられます。

20歳での開催であれば、大学生や社会人となり地元を離れた対象者が、地元の友人と集うきっかけになります。様々な環境にある同世代との交流は、成人としての自覚や社会活動への意欲、地域社会などに関心を向ける機会になると言えます。

既に文化として日本社会に根付いていると考えられる成人式の対象年齢は、必ずしも民法上の成年年齢と合致させる必要はないと考えます。

以上のことから、成人を迎える18歳に対しては、市長からお祝いメッセージや成年年齢引下げによる変更点について周知・啓発を行い、成人式は20歳を対象に開催することを提言します。

¹ [文部科学省, 2016]

【参考2】

民法が定める成年年齢には「一人で有効な契約をすることができる年齢」「父母の親権に服さなくなる年齢」の意味があります。

成年に達すると、親の同意を得なくても様々な契約ができたり、自らの意志で居住地や進路を決定できるようになります。

また、各種の資格取得等に必要な基準年齢とされているものは、18歳となります。

ただし、飲酒・喫煙や競馬等の公営競技に関する年齢制限は、健康面への影響や青少年保護の観点から、現状維持の20歳です。

成年年齢引き下げによる変更点

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
◆親の同意がなくても契約できる ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に。 ◆性同一障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる。 ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能	◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆公営競技(競馬、競輪等)の投票券(馬券等)を買う。 ◆養子を迎える。 ◆大型、中型自動車免許の取得

3 課題

3.1 民法上の成年年齢とのギャップを解消するために

成人式の対象年齢を 20 歳としたときに生じる問題が、民法上の成年年齢と対象年齢が合致しないことが挙げられます。

前項で必ずしもそれらを合致させる必要はないとしましたが、民法上の成年年齢が 18 歳である以上、「成人式」という名称はそぐわないでしょう。「はたちの集い」「成人を祝う会」「二十歳の会」などに名称を改めることが望ましいと考えます。

3.2 飲酒や喫煙への懸念

現状通り成人式の対象年齢を年度内に 20 歳を迎える者に設定しても、成人式に 20 歳と 19 歳の対象者が入り混じることとなります。そのため、成人式後に集まった場での 20 歳未満の者の飲酒や喫煙への懸念が生じます。

飲酒や喫煙については、日頃から学校や家庭の中で身体への危険性や法を教育していくべきだと考えます。

また、学校や家庭ではもちろん、当日の式典会場での啓発指導を行うことも有効であると考えられます。

4 さいごに

20 歳になったら成人式という認識は既に深く浸透しています。成年年齢の引き下げと成人式の対象年齢は切り離して考え、令和5年以降の成人式は従来通り 20 歳を対象年齢として実施することが望ましいと考えます。

今後、社会や時代の流れは 18 歳成人となっていくます。諸外国では、日本で未成年とされ保護の下にある年齢のうちから、既に成人として認められ、様々な権利と義務が生まれています。これから 18 歳で成人を迎えることになる守谷の若者たちにも、同じように早い時期から成人としての自覚を持ってほしいと考えます。

次代を担う若者たちの門出を祝う成人式が素晴らしいものとなるよう願っています。

5 守谷市社会教育委員

任期:平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

守谷市社会教育委員に関する条例第 3 条第 1 項社会教育の関係者

氏 名	所 属
根 本 喜 好	文化協会代表
堀 込 安 子	青少年育成団体代表
仁 田 栄	スポーツ推進委員代表
仁 平 興	高齢者団体代表
高 橋 房 子	郷州公民館運営協力員代表
櫻 井 由 美	高野公民館運営協力員代表
持 田 憲 治	北守谷公民館運営協力員代表
宇 佐 見 郁 夫	公民館指定管理者代表
長 谷 川 登 代	図書館関係団体代表

守谷市社会教育委員に関する条例第 3 条第 1 項学校教育の関係者

氏 名	所 属
小 池 義 寿	中学校代表
木 下 悦 郎	小学校代表

守谷市社会教育委員に関する条例第 3 条第 2 項家庭教育の向上に資する活動を行う者

氏 名	所 属
今 泉 典 子	PTA 連絡協議会代表

守谷市社会教育委員に関する条例第 3 条第 3 項学識経験のある者

氏 名	所 属
持 田 正 彦	元教育行政関係者

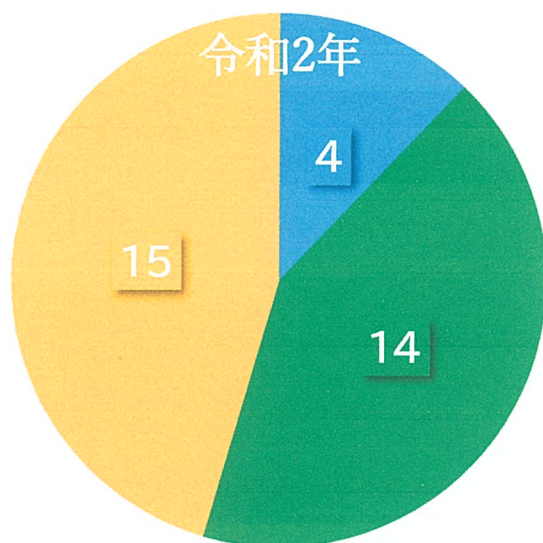
公募

氏 名	所 属
北 浦 洋 佑	—
鳴 澤 眞 寿 美	—

成人年齢引き下げに伴う成人式実施に関するアンケートについて

令和2年成人式運営協力員 33 名及び令和3年成人式運営協力員 27 名にアンケートを実施しました。

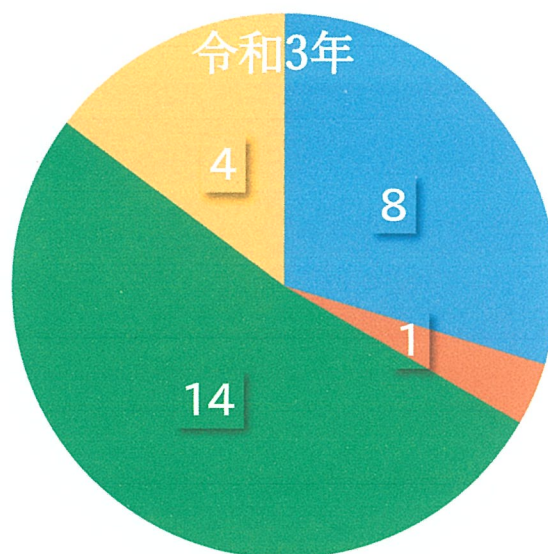
Q:成人年齢引き下げ後の成人式はどうしたら良いでしょうか？(自由記述回答)



■ 今までどおり20歳で実施

■ 3世代実施するなら、時間や場所を分けて実施
(18歳実施について明言はしていない)

■ 未回答



■ 今までどおり20歳で実施

■ 18歳で実施

■ 3世代実施するなら、時間や場所を分けて実施(18歳実施について明言はしていない)

■ 未回答

○その他意見

姉妹、兄弟がいる場合、着回しもあると思うので同時でない方が良いのではないかと思います。

18, 19 の方は受験や就職の方が多いので大きなイベントはやるべきでないと思う。

和服レンタル、美容室予約について、同時開催時にはとても難しいと考える。

3 世代同時開催は、19 才、18 才がいると思います。その時に、1 次会はまだしも 2 次会とかで、酒やタバコの飲酒、喫煙が増えると思うので、警察も目が届かなくなり、事件が発生するのが多くなったりすると思うのでやめた方がいいと思います。

寄託資料の誤廃棄について

もりや学びの里郷土資料室（以下「郷土資料室」という。）の活用変更に当たり、保管物の整理作業を行った際、市民から寄託を受けた資料を誤って廃棄する事案が発生しました。本件について、市民の皆様の信頼を失う結果となったことを深くお詫び申し上げます。

1 誤廃棄が判明した日

令和3年3月16日（火）

2 誤廃棄した寄託資料

下町薬師堂俳額（文政六年（1823）奉納）

内容：昭和51年に下町薬師堂で発見された、小林一茶をはじめとする俳人75人の俳句が掲載された資料（木製、外枠付、縦472mm×横1847mm）

平成26年から寄託を受け、守谷市教育委員会が保管

平成30年から中央公民館2階郷土資料コーナーで展示

令和元年度中央公民館改修工事に伴い一時撤去

3 事案の発生経過

○令和3年2月8日、9日

郷土資料室の活用変更に伴い、整理作業（廃棄・保管場所移動）を行う。

○令和3年3月16日

令和元年度の中央公民館改修工事に伴い、館内から一時撤去した当該資料が見当たらないため搜索し、前担当職員、整理作業に当たった職員に確認したところ、廃棄したものの中に含まれていた可能性が高いことが判明する。

○令和3年4月6日

寄託者に謝罪。（今後の対応について協議継続）

4 今後の対応

今回の事案の原因は、事務引継ぎが確実に行われず、担当職員が郷土資料室内に当該資料が保管されていることを把握していなかったため、全てが廃棄対象であると思い込み、廃棄リストとの照合なく作業を行ったことによるものです。

今後、職員は、保管資料の管理に対する意識を高め、定期的に確認し、課内で共有するとともに、整理作業（廃棄・保管場所移動）を行う際は、複数人によるリストの事前確認及び作業時確認の二重チェックを行うことを徹底し、再発防止を図ります。

令和3年4月23日 報告

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

表面



裏面

